

令和元年度第1回次世代育成支援対策千葉県協議会 議事録要旨

1. 開催日時 令和元年7月8日(月)
午前10時00分～午前11時30分
2. 開催場所 千葉県教育会館新館5階 501会議室
3. 出席者 別紙のとおり (傍聴者あり)
4. 関係課 総務部学事課
総合企画部男女共同参画課
健康福祉部健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課、
児童家庭課、子育て支援課、障害福祉事業課、医療整備課
環境生活部県民生活・文化課
商工労働部雇用労働課
教育庁教育政策課、生涯学習課、学習指導課、児童生徒課、
特別支援教育課、体育課

5. 議 事

(1) 開 会

(2) あいさつ 米本子育て支援課長

(3) 出席者紹介

(4) 議 題

①「新 千葉県次世代育成支援行動計画(前期計画)」の進捗状況について

②「(仮称)新 千葉県次世代育成支援行動計画(後期計画)」の策定について

③その他

※協議会設置要綱第5条第1項の規定により、鈴木会長が進行。

【要 旨】

①「新 千葉県次世代育成支援行動計画(前期計画)」の進捗状況について

- ・説明者：山田副課長(資料1～資料3により説明)
- ・質疑：なし

②「(仮称)新 千葉県次世代育成支援行動計画(後期計画)」の策定について

- ・説明者：山田副課長(資料4により説明)
- ・質疑応答(概要)は、以下のとおり。

[鈴木会長]

資料４－１で、次期計画の策定方法について説明がありましたが、策定のスケジュールについての説明が欠けていたようなので、説明いただきたい。

[子育て支援課]

計画策定のスケジュールは、資料４－１の裏面６を御覧いただきたい。今回は、課題の整理ということであるが、次世代育成支援対策千葉県協議会の皆様に御意見を伺った上で、県の諮問機関である子ども・子育て会議の委員の皆様方にも御意見を伺う予定である。御意見や課題等について、皆様から伺った上で、計画の骨子案を作成したい。

その上で、協議会の皆様・子ども・子育て会議の委員の皆様にお諮りして、１２月から来年の１月ぐらいには、パブリックコメントという形で、県民の皆様には計画案について御意見をいただいた上で、計画を策定したいと考えている。今年度は、協議会の皆様にお集まりいただく回数も多くなるかと思うが、スケジュールとしてはこのように考えている。

[鈴木会長]

本日も含めて合計４回の会議を開催予定とのことなので、今後とも皆さんに御協力をお願いしたい。

[渥美構成員]

ファミリーサポートセンターは、県の直営の事業ではなく、市町村の事業であると思うが、県は詳細について把握しているか。

[子育て支援課]

ファミリーサポートセンター事業は、市町村が実施しているが、国の補助金を使った事業であり、事業の概要については県も把握している。

[渥美構成員]

サービス提供会員とサービスを受けたい会員の活用率は、どれくらいか。

[子育て支援課]

市町村からの報告で、活用率というのは出ておらず、設置している市町村の数や会員数についての把握となっている。

[渥美構成員]

女性労働協会というところは、ファミリーサポートセンターで預かっている子どもに事故が発生した場合の保険事故を取り扱っているが、事故がどういう場合に起きやすいかということ、子どもを２人一緒に預かると事故が起きやすいとのことだった。例えば、

兄と弟を預かっている場合、弟に目が行ってしまい、兄が転んで骨を折る等の事故が起きる。とはいえ、兄弟が2人いる場合、1人だけ預かるわけにもいかず、そこが非常に難しいと言っていた。何とか方法はないかと思っているが、そういった点について、市町村から悩み、問題点等は上がって来ていないか。

[子育て支援課]

今の話は初めて伺った。市町村では、ファミリーサポートの実施に当たり、支援会員への研修などを通じて、事故防止の取り組みを行っていると思うが、実際の現場では、兄弟を一緒に預かるというのはよくあることだと思う。しかし、県では一回あたり、預かっている人数等については、確認していない。

[渥美構成員]

承知した。

③ その他

・説明者：山田副課長（資料5により説明）

新計画の策定にあたり、構成員に次世代を担う子ども・若者、親、地域を取り巻く課題やその社会的背景等について、御意見を伺った。

会議での意見（概要）は以下のとおり。

[渥美構成員]

先だって、県内の高校の校長先生の集まりがあり、その時に、校長先生達に子どもの権利条約というのは御存じですかと尋ねたら、大体知っていたようだ。しかし、それを授業で子ども達に話したり、あるいは子ども達自身は知っているのか、と尋ねたら、先生方が知らないことも多いのでは、とのことだった。野田で起こった虐待事件は、子ども達のアンケート調査を当の虐待加害者に見せてしまっただけで起きたという事件であった。子どもの権利条約をしっかりと読めば、子どもの意見表明権という権利があって、それは尊重しないとイケない権利の中心、中核にあるのに、親が来て簡単に見せてしまったということが二度と起こらないように、まずは学校の先生方の研修会をやるべきだと思った。

日本の場合、親が言ったことに対して、子どもが反論すると、あの子は口応えをすると言って、悪いこととされる。しかし、そうではなく、それなりに成長に応じて自分の希望、自分の意見を言うことができるという子どもの意見表明権等を中心に、社会科の時間や公民の時間等で、子ども達に十分話をして教えてほしいと思う。

子どもの権利について、すばらしい本がある。「子どもによる子どものための『子どもの権利条約』」という本で、中学2年生の子ども達2人が権利条約について解説を書い

た本である。もっと、先生方に子どもの権利条約というのを知ってもらい、そして子ども自身に、あなたたちにはこういう権利があるということをしっかり教えてほしいと思った。

[鈴木会長]

子どもの権利条約について、もっと周知を図るべきということと、教師に対する研修も必要ではないかという御意見であった。今後参考にさせていただきたい。

[小山構成員]

まず1点目で、資料3について、虐待対策に関する事項がどこに書かれていて、令和元年度は、前年度と比べて、どのようなところを改善したのか、御説明いただきたい。

2点目として、連合千葉というのは、県内15万人で構成する労働組合の団体なので、働く者の立場からということで、資料5-1の5頁について意見を述べさせていただきます。現在、各職場で大きな問題になっているのが、子育てと、親の介護とのダブルケアについてである。ちょうど職場でも中堅の責任ある立場にあるような方がダブルケアに陥ってしまい、仕事をやめざるを得ないという事例も出てきている。今後、労働人口も減ってくる中、会社としても貴重な職員であり、また職場の仲間であり、このような方をどうやってみんなで支え合っていくのか、ぜひ、今後の計画の中に生かしていただきたい。

3点目は、本会議に出席するに当たり、同じ労働組合の学校の先生に何か御意見がないか、事前に聞いたもの。自分も良く知らなかったが、県内の公立学校で、全ての子ども達が同じ教育を受けているわけではなく、市町村の財政によって差が出ているという点である。プラスアルファの教員を置ける市町村もあれば、給食費を無料にしている市町村もある。同じ子どもであるにも関わらず、どうしても差が出てきてしまっている。少なくとも千葉県内に住んでいるのであれば、子どもが同じような教育を受けられる環境を作ってあげたい、ということで意見を述べさせていただきました。

[鈴木会長]

ただいまのは、意見、要望ということでよろしいか。

[小山構成員]

はい。

[高橋構成員]

県内社会的養護、乳児院、児童養護施設を含め母子生活支援施設等について、かなり深刻な人材確保難という状況がある。虐待を受けてしまった子ども達の最後の砦であるべき社会的養護施設への人材確保が、非常に困難な状況である。子ども達への支援のスキルの低下にもつながっていると看做しても良いと思う。虐待を受けた子ども達を救い

上げた先の支援というところを見込んで考えれば、保育所の人材確保と同様に、社会的養護の人材確保についても、計画に盛り込んでいただきたいという要望がある。

また、現在、県内の全ての児童相談所が一時保護過多という状況があり、既に定員は200%に近いような状況で保護しているという状況が続いている。一時保護機能をどう充足させていくのか。今後、中央児童相談所の移転等があるので、そこで若干の拡充はできるのだろうとは思いますが、一時保護の機能を県内で充実させていかなければ、虐待環境にある子ども達の保護というところに、二の足を踏んでしまうのではないかと感じている。

施設で一時保護を請け負うという事業を国はしているが、県立施設、特に生実学校での一時保護機能というものを検討しても良いのではないかと感じている。

なかなか職員が定着しない、人材確保も困難だという社会的養護の現状の中で、千葉県では研修補助事業ということで、外部研修への参加について補助があり、非常にありがたいというか、貴重な制度だなと思っている。ただ、社会的養護施設は職員数がかなりぎりぎりで運営している状況があり、外部研修に行くことがなかなか難しいという状況もある。内部研修、施設内で講師を招いて研修を行うということについても、この研修補助事業の中に入れていただけると、施設では職員のスキルアップのための研修、資質向上のための研修は組みやすいのではないかと感じている。

[児童家庭課]

先程、小山構成員から、資料3について、虐待対策に関する事項の質問があったので、お答えする。

資料3の12頁から15頁までがこの計画における虐待防止対策についての事業の一覧である。簡単に御説明すると、12頁の冒頭には、児童相談所を強化するための事業が並んでおり、そこから虐待防止に向けた啓発活動やネットワークの構築、家族関係支援、最後の方に、今、高橋構成員から御説明のあった、いわゆる社会的養護の関係、施設に対する補助や里親を支援するための事業等が並んでいる。

県内の虐待死事件を受けた対応として、5月8日に県としての緊急対策をまとめ、一時保護所の拡充や、職員に対する研修などをまずは実施し、市町村職員、県職員が虐待への対応に問題がないかを再度チェックするなど、すぐできることを緊急対策として立ち上げたところ。

それとは別に、今、検証委員会で死亡事例の検証を行っている。検証委員から検証報告がなされた後、それに応じて、児童家庭課としても、しっかり虐待防止対策のための事業を立ち上げていく予定である。現状においては、特に児童相談所の体制強化や里親等の社会的養護の受け皿の整備などに力を入れていくことを考えている。

[鈴木会長]

説明いただきありがとうございます。そのほかに御意見は。

[西牟田構成員]

とても多くの施策、事業が行われていてびっくりした。いろいろと作業されているということがわかった。本日の資料も大変わかりやすくなっている。

子どもの貧困と育てにくさ、今、話題になった児童虐待という柱を立てたということが、資料を非常にわかりやすくしたのではないかと思った。これらを考えていく時には、妊娠をしたときから始まって、出産、そして子どもが生まれてだんだん大きくなっていく、それぞれの過程においての子育てや子どもに対する支援、親に対する支援という筋道で考えていくと一番つながるし、そうすべきだろうと思う。一番最初の入り口のところで、今話題になっている虐待や貧困など、察知していくことが重要だと思う。

世代の支援としては、妊娠中からの養育支援訪問事業や乳児家庭全戸訪問事業が既に現在あるので、それがうまく機能して最初の入り口のところで困っている方々をうまく察知して、子育て世代包括支援センターに結びつけて、いろいろな施策にきっちりとバトンタッチしてやっていくという仕組みがまずできるといい。

その次の段階では、入り口では見つかっていない方々を、健診やいろいろな事業の中で、上手くスクリーニングをして、どこに結びつけるというのを、また、子育て世代包括支援センターが上手く機能してやっていく。それぞれの段階に応じて、どこに結びつけられるかということ、きっちりとやっていくことが重要。

本日の資料は、そういうものがわかりやすい資料だと思う。ただ、これだけの事業をそれぞれの住民の方々、保護者が、どこに何があるのかを全部は知ることができない、わからないだろうと思うので、そこをどうやってまとめて、「とにかくここへ相談すればいいよ」というところがきちっとわかるようにすることが大事。また、相談を受けた場所が、どうやって的確なところにうまく結びつけられるか、そこで、そうした人材が重要になってくる。

相談を担当する人たちが、その問題をどうやって対応できるようにするか、人材を集めてやっていく、ということが上手く回って行けば、この仕組みができ上がっていくと感じたので、それぞれの部署で持っている問題点、課題を出し合い、まずは骨格をきちんと作って整理すると分かりやすくなると思うので、それを提案したい。

[鈴木会長]

ありがとうございました。子育て世代包括支援センターについて、御意見をいただきました。子育て世代包括支援センターについては、事前に、看護協会からも意見をいただいている。この点について、福留構成員から御意見があればお願いしたい。

[福留構成員]

地域包括支援センターは、高齢者部門では周知がすすみ利用価値もわかってきているので、利用度も高くなってきている。が、子育て世代包括支援センターは、これからがスタートで、32年度までに全市町村に設置が義務づけられている。設置するには、市町村の人材も含め社会資源の確保に不安もあり、充足させ活動展開するには、活動領域を限定せざるを得ないのではないかと危惧している。

「妊娠、出産」など周産期を担当するヘルス部門、ヘルス部門から児童福祉部門や地域コミュニティ内には子育て支援ネットワークや児童センター等における支援もあり、これらの関係する行政内の横の関係、各種児童に関する団体等と連動をしながら取り組んでいくことが重要なのではないかと考えている。

本日の会議資料で「地域力の低下」が1つのカテゴリーになっているが、コミュニティ力が弱くなっているのは事実である。自分が居住している地域内でも、近隣の子の泣き声に違和感があっても、以前より声がかげにくい状況がある。このような場合、子育て世代包括支援センターが公助の立場で出番となり、チームとして取り組む役割の一つとして、担当する職員をはじめとし、制度ボランティアのような一定の役目を負った方々が、平常時から地域コミュニティ内でつながり、活動することが重要かと考えている。制度ボランティアには、保健推進員、ブックスタートボランティアや児童福祉部門にも子育てボランティアの方々がいらっしゃる。子育て世代包括支援センターには、この地域支援のコーディネート役もお願いしたい所である。

また、「地域力を上げる」推進活動は、「地域福祉計画」で、地域力をカバーする役割、人材育成・養成するような視点も有効と思い、制度ボランティアの有効活用の視点を盛り込んでいただきたく提案したい。

もう1点は、この計画評価では、「読書推進活動」の計画はあるが、小学生期を対象としている。乳幼児健診等全数が集まる場で、子どもに絵本を読み聞かせる「ブックスタート」の事業名で、現在、54市町村のうち37市町村で取り組んでいる。「心の栄養づくり」につながるこの事業についても、本計画に盛り込めないか、提案したい。

[鈴木会長]

公務ご多忙の中、富里市の相川市長さんに御出席いただいている。市長会からも人材確保の面で事前に御意見をいただいているが、その他、御意見があれば、この機会にぜひお願いしたい。

[相川構成員]

富里市は、人口が増加している。県内の虐待事件発生を受け、市でも確認したところ、幸いなことに大きな事件は発生していなかった。富里市は、生まれてから3歳まで、市職員が見回り訪問を行っている。今後も、虐待につながるような事案には、気を付けなければいけないと思っている。

また、待機児童がなかなか減らない状況である。待機児童を減らすために民間による保育園の新設や、認定こども園への移行などで、保育定員を増やしているが、定員に空きがあっても、そこを選んで入所していただかないと、待機児童は減らない。現在、待機児童が50人と増えてしまっているが、定員の空きの状況と保護者の施設利用希望との調整がなかなか難しく、どうしても待機児童が減らないという現状がある。待機児童については、私としては、最初から取り組んで来たことで、一時ゼロ近くになったが、今、また増えてきてしまったという悩みがある。

[鈴木会長]

ありがとうございました。現場の虐待への対応や、待機児童がなかなか減らない要因について、発言をいただいた。参考にさせていただければと思う。そのほかに御意見等はあるか。

[石川構成員]

事前に意見は3つ挙げているが、他の委員も述べられているので、提案というか、知っておいていただきたいので発言させていただく。

成年後見の費用助成についてだが、成年後見制度は、皆さん御存じだと思うが、これは、高齢者の方と障害者が、必ず必要となってくるだろうと思う。

例えば、障害者が、障害者年金1級または2級が支給されている場合、施設入所ではなく、グループホームで生活する場合に、2級では約6万5,000円支給されるが、この内、約1万円前後は自分で使える範疇、お小遣いで使える金額という設定と聞いている。

この中で、では、成年後見の制度を使ったとすると、一般的に第三者、親族ではない後見を使った場合は、約2万円程度の費用がかかると言われている。成年後見制度を使った場合、自分のものを買ったり、映画を見たり、自分の費用で自分の好きなことが何もできなくなってしまう、という状況がある。

何を言いたいかというと、例えば、グループホームの家賃助成として、国と市で一定の金額を支援するという制度があるが、成年後見に関しても、行政が措置する市長申立の場合、行政は全て費用を持ってくれるが、市長申立ではない一般的な障害者の場合は、成年後見制度を使う時に、費用は自己負担となってしまう。親が元気なうちは支援するだろうが、本人が1人になったときには、赤字または、自分の好きなものが購入も何もできないという状況になってしまう。成年後見制度についても、支援する仕組みが必要なのではないか、ということで提案させてもらった。

[鈴木会長]

成年後見に要する際の本人負担について支援ができないか、そういう御意見があった。そのほかに御意見をお願いしたい。宮川構成員が人材不足についての意見を挙げているので、御発言をいただきたい。

[宮川構成員]

意見を出させていただいたが、いろいろとこども園等をつくって、質の良い教育ということ掲げ、かなり充実してきたと思うが、実際に、保育園が無償化になると、若いお母さん方も働きたいということになると思うが、学童も入るところがない状況である。春休みの頃から、夏休み空いていますかという電話が来たり、地元の小学校の子ども達はいつでも入れるなと思っていたら、他の小学校から、向こうが満杯だから、

こちらに、という形で来たりする。私も、放課後児童支援員の研修も受けて、学童に関わっている。

入学するまで、その子がどういう状態かというのを知らされないまま、障害のある子どもが学童に来たり、多動性のある子どももいたりする。そういう状況で、2人体制ではどうしようもない。

市に相談し、補助の加算があるからということで、急遽3人体制にしたが、ほかの子ども達が勉強しているところで走り回ったりする場合もあり、けがをしないように、上級生の助けも得ながら、一生懸命やっている。上級生も下の子の面倒をすごく見てくれ、上下関係はいいなと思うが、例えば、支援員が1年生の対応をしていると、2年生、3年生が膝に甘えに来る。子ども達は甘えたがっている。他の子ども達にやきもちを焼く場合もあるので、子ども達にどうやって平等に接していけばいいのか難しいこともある。

市の広報紙に支援員の募集をかけてもらっているが、なかなか応募がない状況。夏休みは5人体制で、応募がないと、シフトが厳しくなってしまう。本当に喫緊の課題になっている。でも、子ども達はかわいいので、みんなで頑張ろうと言っている状況。

[鈴木会長]

学童支援員がなかなか集まらないという現場の声。男女共同参画社会で、女性はどんどん社会に出ていくという中での現場での悩みの発言かと思う。

他に、せっかくの機会なので、御発言いただきたい。

[吉永構成員]

次世代育成支援対策推進法の中に、いろいろな分野があり、その中でも推進しているのが、民間企業の行動計画。民間企業は、それぞれの会社で自分の会社の社員又は地域に対する子育て計画をつくる、その計画のことを一般事業主行動計画と呼んでいるが、101人以上の従業員を雇用する企業の方は必ずこの行動計画を策定し、労働局に届出を行うことが必要になっている。現段階で99.2%。若干計画ができていない、もしくは計画は立てているが、例えば3年計画を立てたが、次の計画が遅れているようなこともあるが、多くが、計画を策定している。

あわせて、その計画について、目標を立てていただき、その目標が達成し、かつ幾つかの認定基準をクリアすると、「くるみん」というマークのついた認定を付与することになっている。今、千葉県内で63社、それから、もう1段高い基準を満たした企業を「プラチナくるみん」と呼んでおり、これが11社認定を受けているところである。これは、県内に本社がある企業が対象になっており、例えば東京は本社の数が全国の中で圧倒的に多いので、なかなか県同士で一概に比較はできないが、くるみん認定やプラチナくるみん認定をとっていただいている企業は、千葉県は全国的に見ても比較的多いと思っている。

ただ、100人以下の企業も、努力義務ということで行動計画を策定した届出はある

が、101人以上の企業よりも100人以下の企業のほうが圧倒的に数も多いので、まだまだ届出は多くない。やはり規模が小さくなればなるほど、こういった取組が大企業に比べると積極性がやや落ちるのかなと思っており、そういった、いわゆる中小零細企業の方も、会社の中の従業員の方の子育て支援ということを考えていただけるように、私どもも推進していきたいと思っている。大企業はこういうことをやっていかないと、なかなか採用ができない、ということもあり、積極的に取り組んでいただいているが、千葉県を支える多くの中小零細企業の方も、同じような取組を行っていただくことが必要なのかなと思っている。

[鈴木会長]

国の労働行政ということで、育児休業の取得促進など、企業も積極的に子育てに関わっていただけるように指導していただいているということだと思うので、引き続きその辺は強化をしていただければと思う。当然、県も、労働行政でそういうことをやっていると思うが、引き続きお願いしたいと思う。

最後に言い足りない方がいらっしゃれば、どうぞ。

[渥美構成員]

今度、改正児童虐待防止法、改正児童福祉法、2つの法律が新しくなったが、それに応じて何か新しい試みというものはあるのか。

[児童家庭課]

今回の児童福祉法の改正点で一番大きいところは、児童福祉司の配置基準など、児童相談所の職員数のところで、今までは児童福祉司が人口4万人に1人という配置だったが、3万人に1人配置という配置基準に変わった。また、先程、発言のあった子どもの権利、アドボカシーなどについては、今後2年以内に厚生労働省の方から、何らかのものを出すこととなっているが、今回の児童福祉法の改正に限らず、前回の改正の際から、より子どもの権利を明確化してきているところなどが、主な改正点かと思う。

県としては、皆さんからも人材不足についての発言等があったが、社会的養護の分野でも、人材不足のなか、県として、児童相談所の職員を確保しないといけない。このあたりが、児童福祉分野の人材の取り合いのようになってしまっており、人材を増やすことは、県だけではなく、国や他県も含めて、全体で考えていかなくてはいけないところであり、一番課題になっているかと思う。まだ、具体的などころは言えないが、法改正された点を県としてもきちんと精査し、今後の計画や予算につなげていきたいと考えている。

[渥美構成員]

ありがとうございました。

[鈴木会長]

そのほかに御意見があればお願いしたい。

[小山構成員]

私の意見ということではないが、本日、学校の先生が3人、この中に小学校、中学校、高校といらっしゃるの、子ども達と普段から直接接している、教育現場における方々から、次世代の問題に今後どのように取り組んでいけばいいのか、御助言をいただければと思う。

[鈴木会長]

もし御意見があれば。

[吉田構成員]

感想になってしまうかもしれないが。

私は、中学校で日頃、子ども達と接する中で、課題を感じている。先程の虐待についても、普段から気をつけている。また、いじめもそうだが、人との関係を築く力というのが弱くなっていると感じる。

あと、課題の中にある情報化では、SNSによるトラブル、これも比較的多くあると感じている。また、学力とか体力の二極化傾向。これは、家庭の環境の影響も見られる。

学校が、どの様に関わっていけばいいのかということ、さっきから考えていたが、この施策を見せてもらった中で3つの「子ども・若者」、「親」、「地域」の部分に、学校が関わっている部分がたくさんあると思った。

特に、私どもが意識していきたいと思ったのは、当然、学校で子どもを育むとともに、それとあわせて、特に虐待について関係機関との連携について、どのようにしてしっかりとした連携を築くかなど、今後考えていかなければいけないと思う。

教育関係は、今後、本年度末までに千葉県教育振興基本計画が改定予定になっており、そちらの方で新たなものが出されるのではないと思うが、その中にもここにあるような子ども・子育て支援に関わるものも、盛り込まれることと思う。そういう中で、しっかりと連携をして、学校と子育てが同一步調で進めていけたら良いと思っている。

[鈴木会長]

学校現場から代表する形で中学校長会の吉田構成員から御発言いただいた。

では、高等学校長協会の奥山構成員から。

[奥山構成員]

いろいろな意見を聞かせていただいた。

1点は、子どもの権利条約についてだが、高等学校では、家庭科の授業の中で触れている。校長先生方が御存じでなかったということは、他教科の校長先生だったのかな

とも思うが、高等学校で教えている者としては、本人というよりも、親になるという立場で教えている、というところは踏まえている。生徒達が高校を卒業して親になるときに、こういう条約があるんだよというところを踏まえて教えているというのが現状であるので、お知らせしたいと思った。

そして高校生になり、虐待というところを振り返ってみると、やっと、自分で言うことができるようになる年齢なのかな、とも考えている。幼稚園、小学校、中学校ときて、親のもとで、それが普通、体罰にしても何しても、しつけの範囲だと思われていたところが、いや、実は振り返ってみたら、これは違うんだ、自分は虐待されているんじゃないかということで申し入れができる年齢にもなってくる。子どもの生育歴、また成長によっても、権利条約がどういうふうに動いてくるかというのは、今後、人権を含めてしっかりと教育の方でやっていかなければいけないなと思った。高等学校だけではなく、小学校、中学校、高等学校と連携をしながらやっていくこと、そして地域力の低下という言葉も出ているが、こういうところでお母さん、お父さんを育てていくということも必要ではないのかなと思った。私としても、高等学校の校長協会の方で、この話を伝えていきたいと思う。

また、今、SNS、インスタグラム、LINEなど、便利な道具を、上手に使えるようになる教育が必要なのではないかなと思う。SNSのつながりも、これからはどんどん進んでいくと思うし、お金の使い方として、最近、Payなども出てきているので、その辺なども併せて、生徒達には教えていかなければならないことかと思った。

1点、お伝えさせていただきたいが、私のいる松戸向陽高等学校は県内で唯一、介護福祉士の養成校として養成している学校でもある。介護福祉士として活躍できる人材を育て、地域で育てた子ども達は地域にお返しして、また活躍してほしいと考えている。産業教育全般においても、農、工、商、いろいろな産業があるが、ぜひ地域のところで、力を尽くさせていただきたいと思う。その辺も御期待いただければと思う。

[鈴木会長]

ありがとうございました。

[庄司構成委員]

私も何点か気になっているところはあるが、先程、市町村によって教育環境の差があるという御意見があったが、皆さん、お感じのとおりだと思う。これは、教育施設や人材、教職員の数など、色々な面での差があるんだと思っている。こうした中、必死に頑張っているのが学校の教員かなと私は思っている。

先程、虐待の話があったが、私がいる南房総ブロックは、昨年度の3月に臨時の校長会が開かれ、本庁の児童生徒課から説明を受けた。県内各地で虐待についてのこうした校長会が開かれたと伺っている。県内のすべての小中学校の校長は、さらに意識を高く持っている。授業のある時期は良いが、この後、夏休みに入るので、学校としてどうしていくのが課題である。私の学校では、学区内、自分の担任する児童の自宅

付近をパトロールしたり、地域のラジオ体操の期間などを捉え、地域の方と協力したりしていかないと、学校だけではなかなか難しい面がある。精一杯に頑張っていきたいと思っている。

1点だけ、学校は学力向上等の色々な課題に取り組んでいるが、保護者や地域の皆さんから信頼され、地域とともに歩む学校づくりということで、地域・PTAの皆さんと一生懸命に取り組んでいる。私の学校のPTAの皆さんは、大変協力的で、また、学校に多く訪れてくれている。学校により、PTA活動も様々であり差があると感じている。地域性など異なることはあると思うが、保護者の方、地域の方と連携した学校づくりがより一層推進できると、子どもたちにとって良い環境ができるのではないかと思っている。印象で答えてしまっている部分もあるが、ご容赦頂きたい。

[鈴木会長]

学校現場からの報告をいただいた。今日は、教育庁の職員も出席しているが、学校での取組も、引き続きお願いをしたいと思う。

予定した時間を若干超過しており、よろしければ以上で議事を終了したいと思う。議事に協力いただき、各委員に対して御礼を申し上げる。

(5) 閉 会